

「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」
令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予定できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、**認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。**



- 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 電子応用装置製造業
- 機械設計業
- 労働者派遣業（通訳業務従事者）等